

# 宮代町都市計画マスタープラン

2021-2040

《概要版》

宮代町

令和3年4月

## (1) 計画の目的と役割

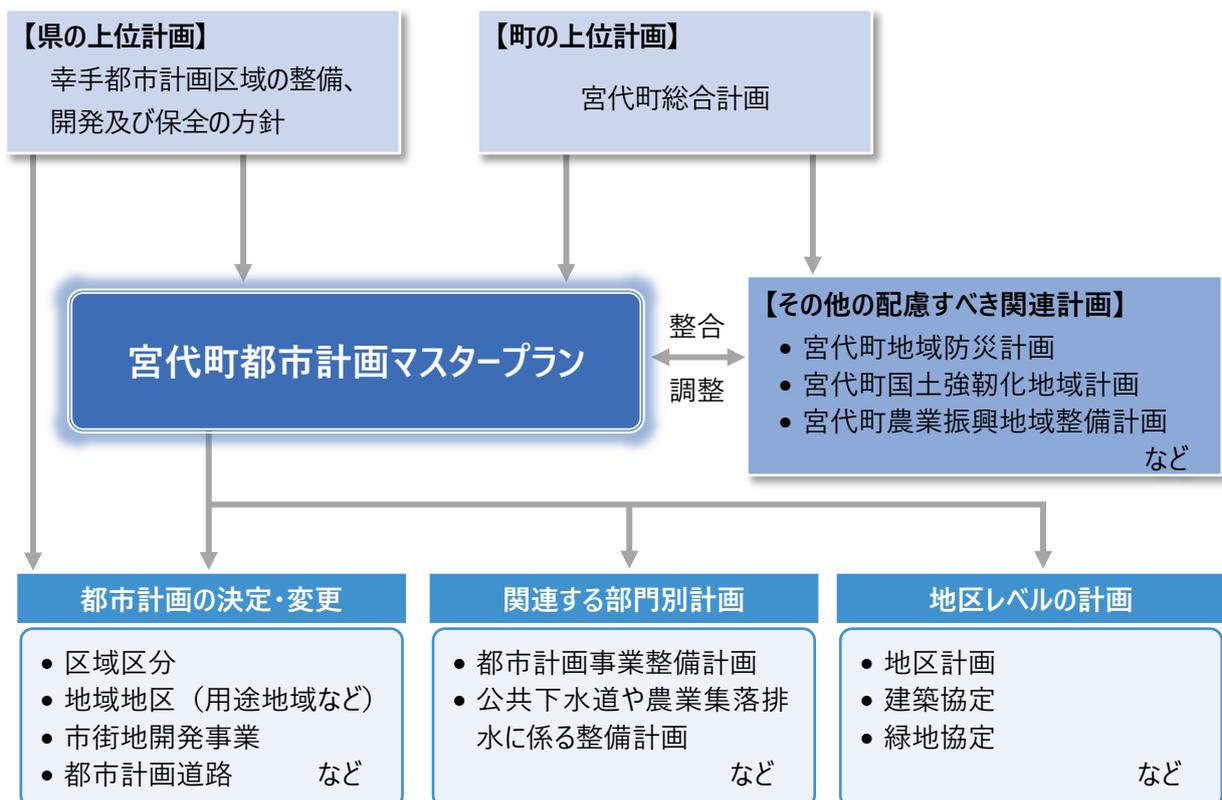
- 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立ったまちづくりの方針を示すことを目的に策定するもので、これからのまちづくりを進めていくうえで、次のような役割を担っています。

- ◆ まちの将来都市像とその実現に向けた基本方針を示します
- ◆ 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となります
- ◆ まちづくりに係る個別計画との整合・調整を図ります
- ◆ 住民や事業者のまちづくりへの参加を促進します

## (2) 計画の位置づけ

- 本計画は、埼玉県や町の上位関連計画に即し、庁内計画との整合・調整を図りながら、将来都市像や都市計画に係る施策・方針などを示すものです。
- 用途地域の指定や都市計画道路の整備などの個別の都市計画は、本計画で定めた方針に基づいて具体的な調査・検討を行い、実施・運用に向けた都市計画決定が行われることとなります。

### ■ 都市計画マスタープランの位置づけ



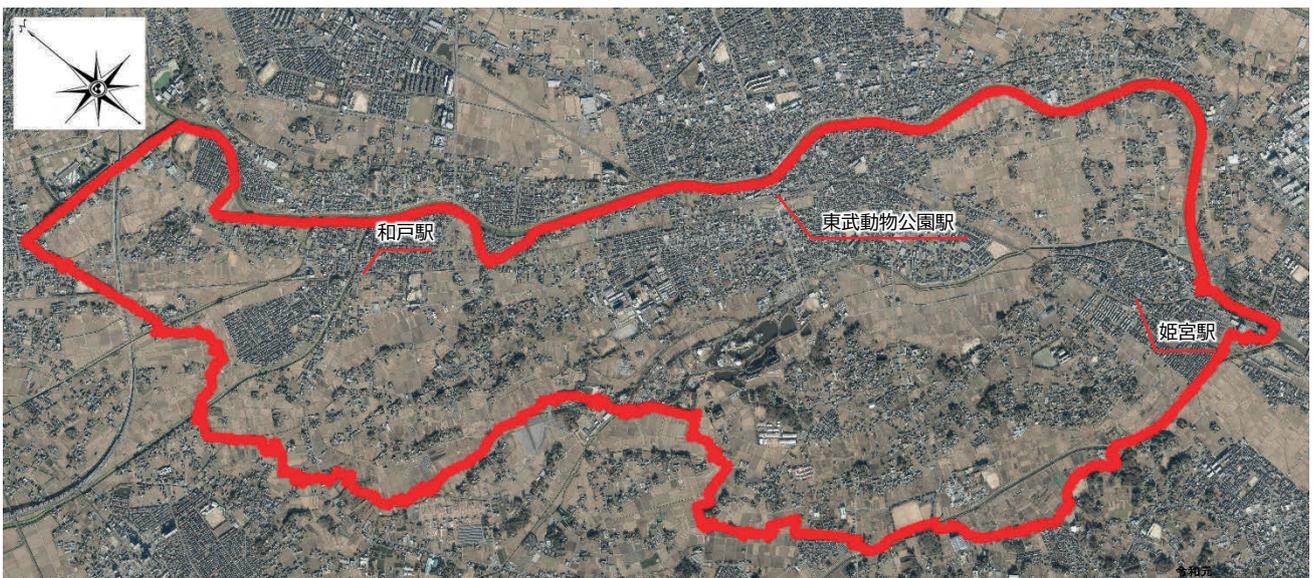
### (3) 計画見直しの背景

- 宮代町では、平成 13 年(2001 年)にまちづくりの指針となる『宮代町都市計画マスタープラン』を策定し、計画に掲げた方針に基づいて、土地区画整理事業や東武動物公園駅東西口周辺地区の整備、新しい村やぐるる宮代などの施設充実など、市街地や道路・公園の整備に係る計画的なまちづくりを進めてきました。
- 一方で、計画策定以降、人口減少・少子高齢化社会の到来や首都圏中央連絡自動車道(以下、「圏央道」という。)をはじめとする新たな都市基盤の整備など、本町を取り巻く社会経済情勢や将来の見通しは大きく変化しており、県や町の上位関連計画も見直しが行われています。
- こうした社会の変化に対応し、新たな未来を見据えたまちづくりを進めていくため、宮代町の都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランの全面的な見直しを行います。

### (4) 計画の概要

#### 対象区域

幸手都市計画区域に指定されている**宮代町全域**を計画の対象区域とします。



#### 計画期間

**令和 3 年度(2021 年度)～令和 22 年度(2040 年度)**

本計画は令和 3 年度(2021 年度)を基準年とし、概ね 20 年後の本町の都市の姿を見据えたまちづくりの方向性を示した計画とします。

#### 計画の構成

都市計画マスタープランは、本町が目指すべき将来の姿を示す「**宮代町の将来像**」、町全体を対象とした分野ごとのまちづくり方針を定める「**全体構想(分野別方針)**」、実現化方策について示す「**まちづくりの実現に向けて**」で構成します。

### (1) 将来都市像

- 第5次宮代町総合計画では、宮代町の未来像として『首都圏でいちばん人が輝く町』を掲げ、各分野における「宮代らしさ」の創出により、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指すこととしています。
- 都市計画マスタープランにおいても、第5次宮代町総合計画で掲げる未来像を継承し、都市計画の分野から、その実現に向けたまちづくりを展開していくこととします。

【将来都市像】

首都圏でいちばん人が輝く町

### (2) まちづくりの理念

- 将来都市像を実現するために、まちづくりの主体である市民が、四季折々の景観を楽しみ、暮らしの豊かさや安心・安全を実感しながら、笑顔で暮らすことのできるよう、国際的な社会開発目標である「SDGs」の理念に沿って、持続可能なまちづくりを進めます。
- また、本町に暮らす人だけではなく、本町のまちづくりに関わる人々が互いに協力し合い、様々な分野で個性や能力を発揮しながら、未来に向けて、住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思えるまちを創造するために、『笑顔をまもり未来へつなぐ』をまちづくりの理念として、各種事業や施策を計画的に実施します。



### (3) まちづくりの目標

- 本町の将来都市像やまちづくりの理念を踏まえ、本町がこれまで積み重ねてきたまちづくりを継承しつつ、更に暮らしやすいまちづくりへと繋げていくための目標を、以下のように設定します。

#### 賑わいと活力のあるまちづくり

- 町が有する商業・業務・交通・地域交流などの多様な都市機能の適正な維持管理と活用を図るとともに、鉄道駅周辺や主要幹線道路沿道におけるポテンシャルを活かした新たな土地利用の展開も検討しながら、更なる賑わいと活力の創出を目指します。

#### 誰もが安全・安心して住み続けられるまちづくり

- 子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心して住み続けることができるように、生活や交通の利便性が確保された、質の高い居住地の維持・形成に取り組むとともに、地震や水害などの自然災害にも強い安全なまちづくりを目指します。
- 全国的に少子高齢化が進む中で、子育て世代の転入増加という本町の強みを最大限に活かしていくため、子育てのしやすさや暮らしやすさに配慮したまちづくりを目指します。

#### “農”と共生したまちづくり

- 町の原風景を形づくる農地・平地林・河川などの自然環境は、都市に潤いと魅力を与える重要な資源となることから、引き続き、適正な管理・保全を図るとともに、交流の場として更なる活用を図りながら、“農”と市街地が調和し、共生するまちづくりを目指します。

#### 多様な主体との協働で支えるまちづくり

- 本町が推進してきた、市民参加の様々な取組を引き続き充実させながら、住民・事業者・行政など、多様な主体とのパートナーシップによる質の高いまちづくりを目指します。



道佛地区の住宅地

## (4) 将来都市構造

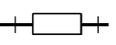
### ① 拠点の役割

- 「拠点」は、商業・業務、交流・レクリエーション、工業など、住民の日常生活や都市活動の中心となるエリアを示します。

名称	役割
まちなか拠点 	<b>【東武動物公園駅前周辺の市街地】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 本町の賑わいを創出する拠点として、商業・業務・行政・医療・福祉など、多様な都市機能の集積と維持・充実を図ります。
生活拠点 	<b>【和戸駅及び姫宮駅周辺の市街地】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 周辺住民の日常生活の拠点として、商業・サービスなどの暮らしに必要な都市機能の維持・充実を図ります。
産業拠点 	<b>【宮代和戸横町地区土地区画整理事業区域、東武鉄道南栗橋車両管区春日部支所周辺】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 圏央道や鉄道網との近接性を活かした産業拠点として、本町の産業振興に資する環境共生型の工業団地の整備や新たな産業地の創出を図ります。
ふれあい交流拠点 	<b>【ぐるる宮代、東武動物公園・新しい村周辺、はらっパーク宮代、西原自然の森】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 町内外から多くの人が集まる交流拠点として、既存機能の適正管理と機能の充実を図ります。

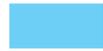
### ② 軸の役割

- 「軸」は、人やモノの円滑な移動を確保するための主要な動線を示します。

名称	役割
都市軸 	<b>【圏央道及び本町と周辺都市を繋ぐ主要な広域幹線道路網】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 本町と周辺都市を繋ぐ交通軸として、適正管理と計画的な整備を図ります。
鉄道軸 	<b>【東武鉄道伊勢崎線及び東武日光線】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 通勤・通学や広域移動を支える交通軸として、引き続き、事業者との連携による路線の維持・充実を図ります。
河川軸 	<b>【大落古利根川、隼人堀川、姫宮落川をはじめとする河川・水路】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 本町の潤いある環境を形成する環境軸として、安全性の高い親水空間としての適正管理・活用を図ります。

### ③ ゾーンの役割

- 「ゾーン」は、同じ特性・役割を有する連続した土地利用を面的に誘導する大まかな範囲を示します。

名称	役割
市街地ゾーン 	【市街化区域を中心とした既存市街地】 ☑ 多くの住民の暮らしの場として、安心・安全・快適な居住環境の形成を図ります。
田園共生ゾーン 	【市街化調整区域の田園地域及び既存集落】 ☑ 本町の農業生産と農に囲まれた潤いある環境を支える場として、既存集落の維持・活性化と農地をはじめとする自然環境の管理・保全・活用を図ります。
土地利用検討ゾーン 	【新たな土地地用を誘導する区域】 ☑ 周辺環境との調和を前提としながら、地区の特性を踏まえ、町の活力創出・利便性向上に資する新たな土地利用の誘導を検討します。

### ④ 将来都市構造図



## I 土地利用の基本方針

## 1 区域区分に基づくメリハリのある土地利用の誘導

- 将来にわたって持続的に質の高い行政サービスを提供できるよう、区域区分に基づいて人口や都市機能が集積した利便性の高い市街地を形成する**“集約型都市構造”の形成**を推進します。
- 地区計画などのまちづくりルールの導入や都市基盤の整備、空き家の適正管理・活用など、誰もが暮らしやすい**居住環境の“質”の確保**に取り組みます。
- 誰もが徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで移動可能な範囲で多様なサービスが享受できる、**“歩いて暮らせる”まちづくり**に取り組みます。
- **市街化調整区域での無秩序な開発を抑制**し、土地利用の適正化を図ります。

## 2 町の活力創出に資する新たな土地利用の計画的な誘導

- **東武動物公園駅周辺における賑わい創出**に向けて、西口では多様な機能を有する新たな拠点市街地の形成、東口では駅前広場や道路整備に伴う交通結節機能の強化に取り組みます。
- 圏央道に近接する広域交通利便性を活かし、**和戸横町地区における新規産業拠点の計画的な整備**が進められていることから、地区計画に基づいた土地利用の誘導により、周辺環境と調和した、産業拠点の形成に取り組みます。
- 新たな活力創出や利便性向上に向けて、**鉄道駅周辺における新たな土地利用の誘導**を図ります。

## 3 “農”を支える自然環境の管理・保全・活用

- 農地や平地林、河川・用水路など、「宮代らしさ」の価値を高める**地域資源の適正利用**を図ります。
- 市街化調整区域で形成されている**既存集落の生活環境の保全・改善**に取り組みます。
- 本町の豊かな自然環境を将来にわたって適正に確保していくため、新たな技術も活用しながら、**多様な主体との連携・協働に基づく管理・保全・活用**を促進します。

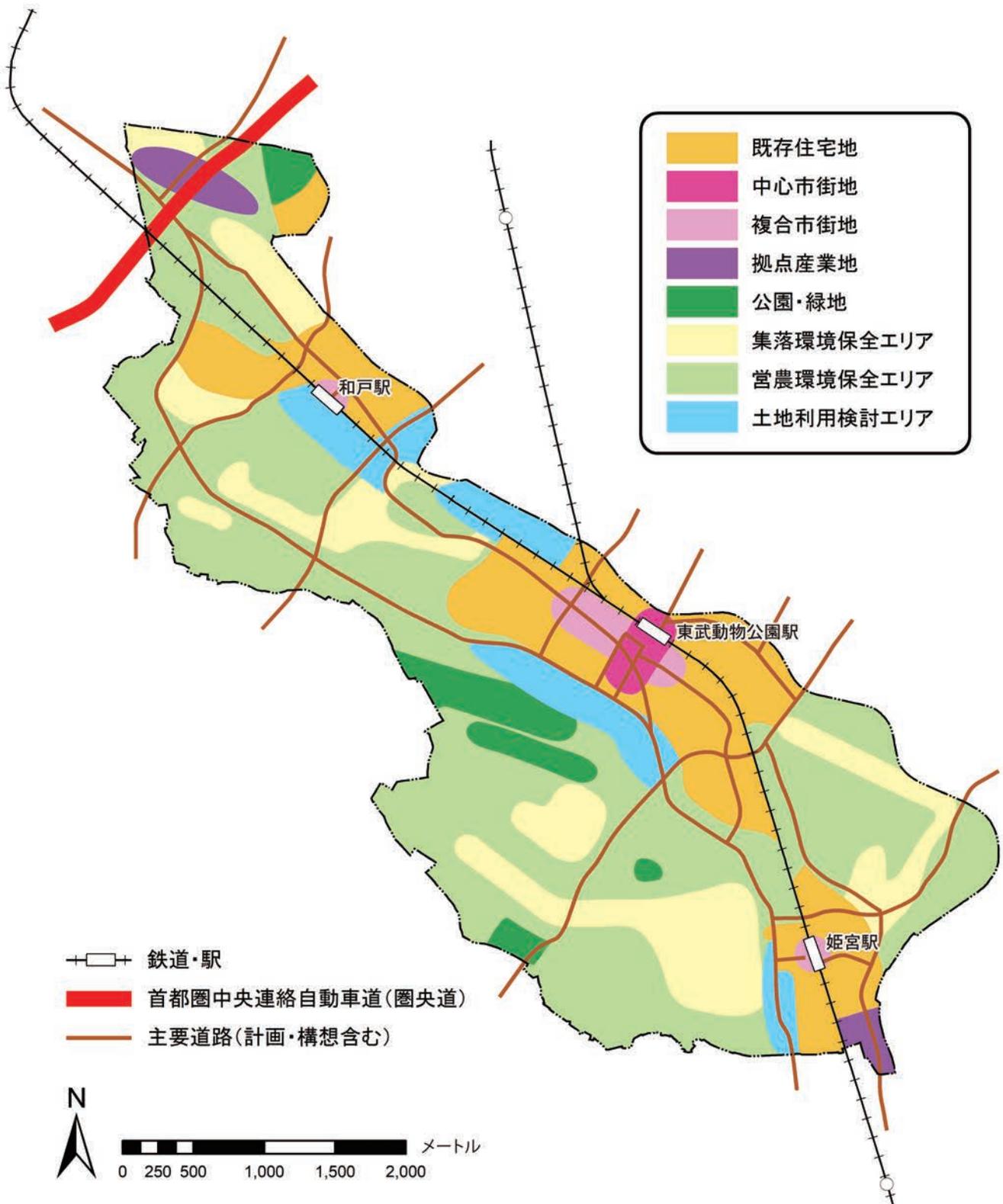


和戸横町地区と圏央道のイメージ



(都)春日部久喜線の延伸イメージ

■ 土地利用の方針図



## II 交通体系の基本方針

### 1 都市の成長を支える道路ネットワークの整備

- 都市間の交流がより一層図られるよう、**広域交通網の整備**に努めます。
- 集約型都市構造の実現に向けて、広域交通網を補完し、居住地と各拠点を繋ぐ拠点間道路網の維持・充実を図り、**拠点の連携強化**を目指します。
- 関係機関との連携を図りながら、**都市計画道路の整備と見直し**を行います。

### 2 持続可能な公共交通ネットワークの構築

- 公共交通を将来にわたって維持し、更なる充実を図っていくために、事業者との連携・協働を図りながら、**既存公共交通網の活用**に取り組みます。
- 鉄道駅周辺では、**交通結節機能の強化**に向けた環境整備に取り組みます。
- 持続可能な公共交通の確保に向けて、**公共交通の利用促進**を図ります。
- 誰もが円滑な移動サービスを享受できるよう、**新たな公共交通システムの導入**を検討します。

### 3 歩いて暮らせる交通環境の形成

- 既存歩道の維持・管理や新規整備など、誰にとっても**安心・安全な歩行空間の確保**に取り組みます。
- **自転車の利用促進に向けた環境づくり**に取り組みます。
- **交通環境のユニバーサルデザイン化**に配慮した施設整備や改良に取り組みます。

#### ■ 道路区分の設定（※右図参照）

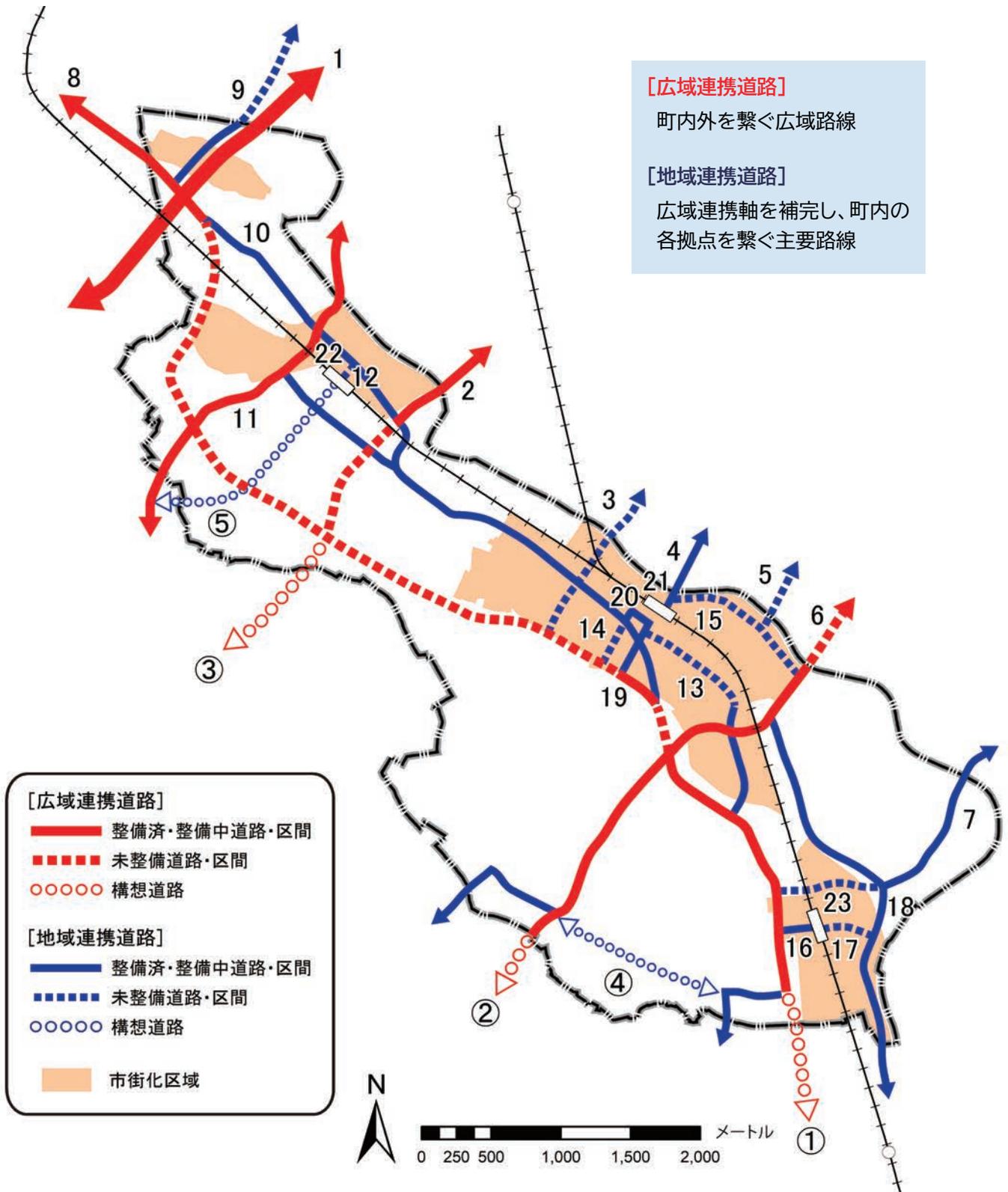
都市計画道路	
1	首都圏中央連絡自動車道(圏央道)
2	万願寺橋通り線
3	新河原橋通り線
4	東武動物公園駅東口通り線
5	清地橋通り線
6	新橋通り線
7	宮東橋通り線
8	春日部久喜線
9	備中岐橋通り線
10	本郷橋通り線
11	国納橋通り線
12	和戸駅東口通り線
13	宮代通り線
14	東武動物公園駅西口通り線
15	百間通り線
16	姫宮駅西口通り線
17	姫宮駅東口通り線
18	仲洲嶋橋通り線
19	東武動物公園駅西口駅前通り線
20	中央通り線
21	東武動物公園駅東口駅前広場
22	和戸駅東口駅前広場
23	姫宮駅東口駅前広場

構想道路	
①	都) 春日部久喜線の延伸(北春日部方面)
②	都) 新橋通り線の延伸(春日部市内牧方面)
③	都) 万願寺橋通り線の延伸(白岡駅方面)
④	町道第 259 号線の延伸
⑤	仮) 和戸駅西口通り線(白岡市方面)



(都)東武動物公園駅西口駅前通り線イメージ

■ 道路網の整備方針図



### Ⅲ 水と緑の基本方針

#### 1 公園・緑地の“質”の向上

- 都市生活に安らぎと潤いを与え、多世代交流やスポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難場所などの多面的な役割を果たす**公園・緑地の適正管理**に取り組みます。
- 子どもたちの日常的な遊びの場や保護者同士の交流を促す場、高齢者が日常的に体を動かし交流する場として、**公園機能の適正化による多世代の更なる交流促進**を図ります。
- 空き地や農地についても、フリーマーケットや市民農園など、人々が憩い楽しむことができる**身近な緑空間として積極的な活用**を図ります。

#### 2 緑化の推進

- 市街地内に点在するまとまった樹林地や農地、民間施設や住宅地など、**民有地における緑地の保全・創出**を促進します。
- 人々のふれあいを育む緑空間として規模の大きい**公共施設の緑化**を図り、潤いある環境づくりを推進します。
- 市街化調整区域に広がる農地は、本町の農業生産を支える営農の場、まちの原風景を構成する貴重な資源となることから、**農地の管理・保全と多面的活用**に取り組みます。
- 町内の水と緑を繋ぐ遊歩道や街路樹、水辺空間などの適正管理に努め、**水と緑のネットワークの形成**に取り組みます。
- 本町の貴重な水と緑の資源を将来にわたって適正に管理・保全していくため、**多様な主体との連携・協働**による管理・保全・活用に取り組みます。

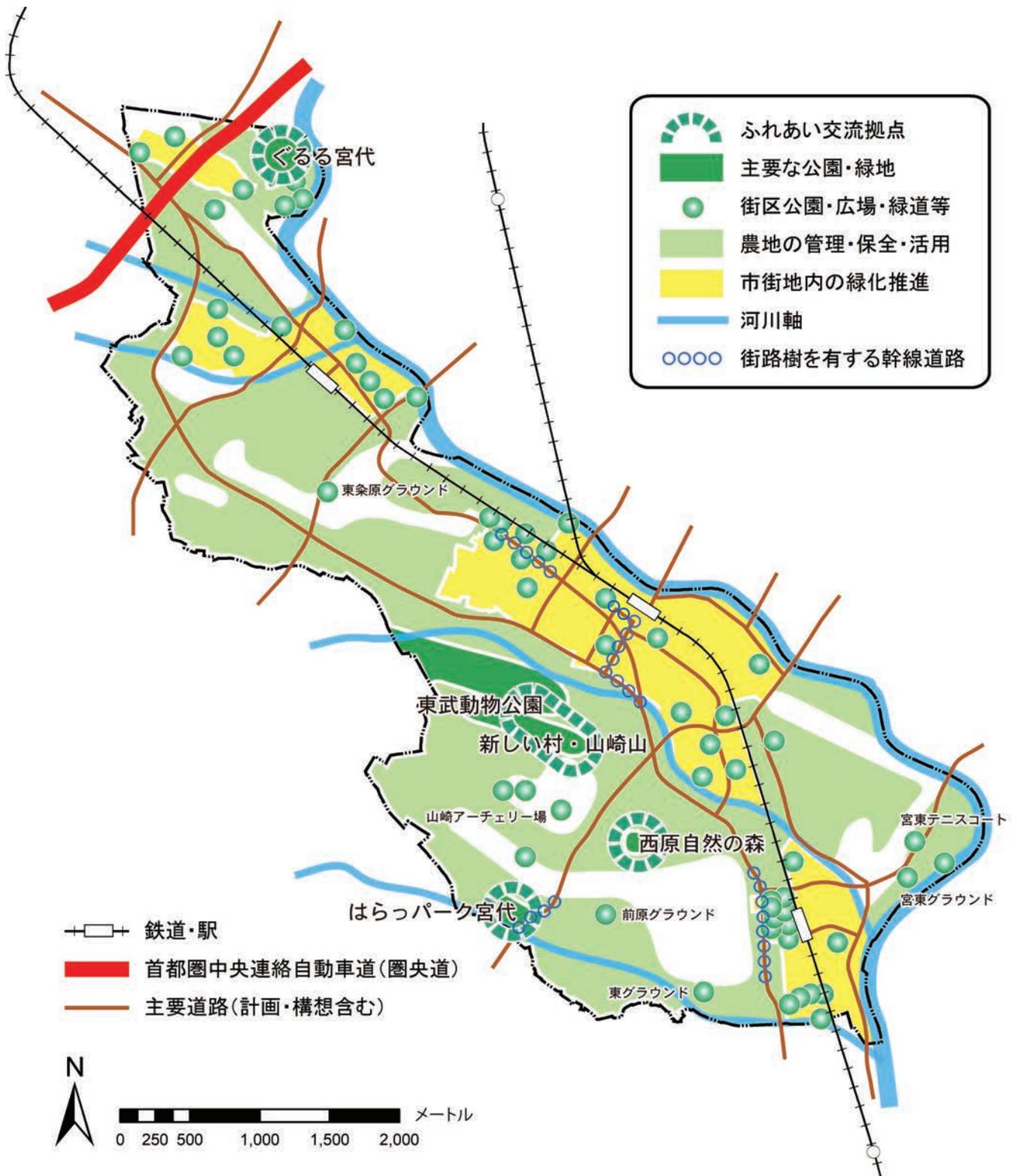


憩いの場としての空間イメージ



水辺空間イメージ

■ 水と緑の基本方針図



## IV 都市環境の基本方針

### 1 生活基盤施設の適正管理

- 将来にわたって持続可能な上水の供給に向けて、**上水道施設の適正管理**に取り組みます。
- 公共下水道や農業集落排水など**下水道施設の適正管理**と合併処理浄化槽の普及を促進します。
- 「宮代町公共施設等総合管理計画」に基づいて、**公共施設の適正管理**や**機能拡充**に取り組みます。
- 質の高い行政サービスを将来にわたって提供していくため、周辺自治体との連携を図りながら、上下水道施設などの**都市施設の広域化**の可能性について検討します。

### 2 健康福祉のまちづくり

- **誰もが暮らしやすい都市環境の形成**に向けて、多くの人々が利用する施設について、ユニバーサルデザイン化や多言語表示を検討します。
- 誰もが安心して健康に暮らすことができるように、**少子高齢社会に対応した医療・福祉機能の拡充**を目指します。
- 住み替えに関する様々な情報を関係機関と連携し発信することで、**誰もが住み続けられる環境づくり**に取り組みます。

### 3 都市の魅力を高める景観づくり

- 本町の原風景を構成する貴重な資源である**自然環境と歴史・文化を活かした景観**の適正な管理・保全を促進します。
- 多くの人々が利用する鉄道駅周辺の市街地では、**まちの顔となる魅力的な駅前景観**の創出に取り組みます。
- 周辺環境との調和を図りながら、**住宅地の魅力を高める街並みづくり**を促進します。
- 和戸横町地区の新たな工業団地では、**周辺環境と調和した産業地の景観づくり**を促進します。
- 市街化区域に隣接し、比較的都市基盤が整備された市街化調整区域では、**今後の土地利用展開に応じた景観づくり**を誘導します。

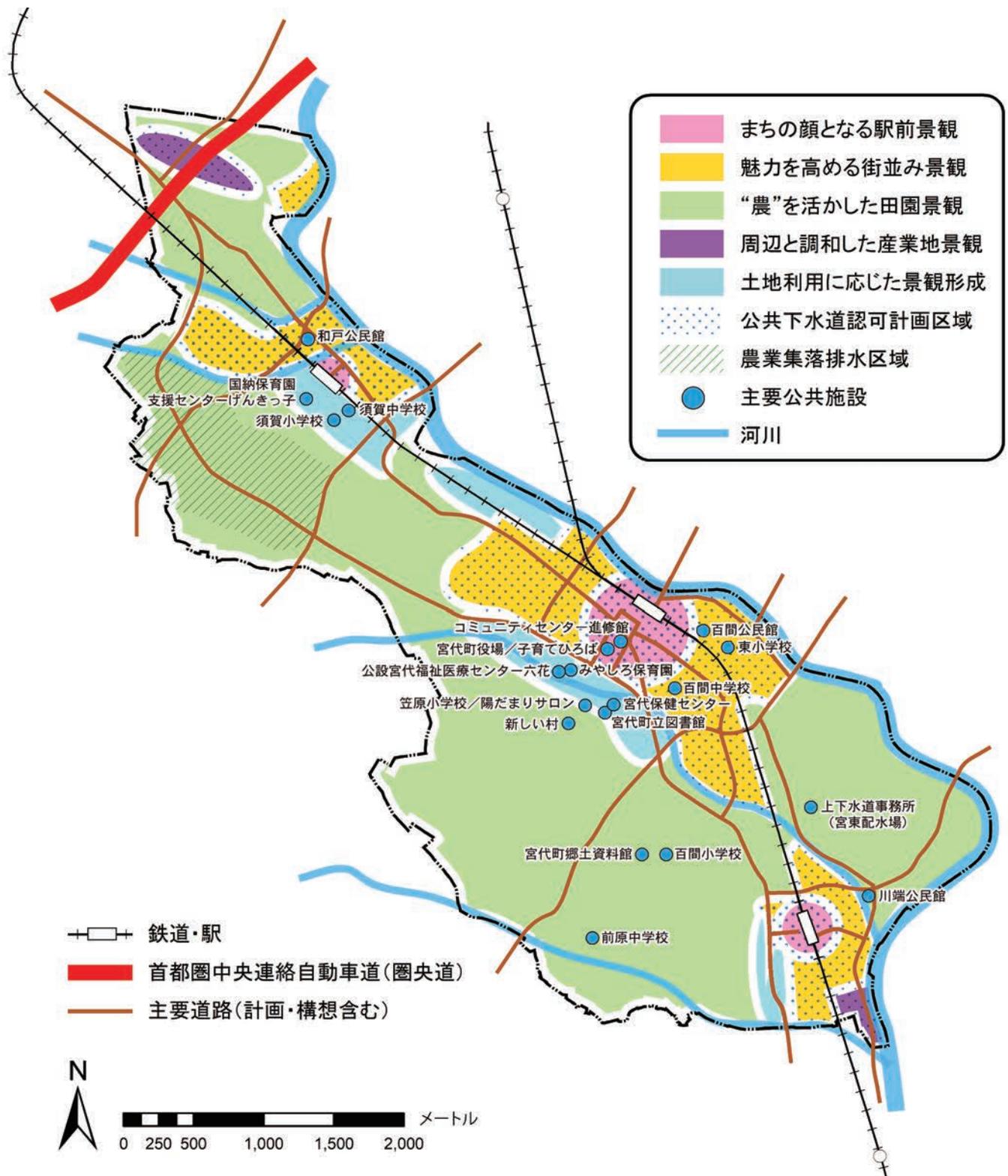
### 4 環境にやさしいまちづくりの推進

- 温室効果ガスの排出抑制に向けて、環境負荷の低減による**低炭素型まちづくり**を推進します。
- 環境負荷を低減する循環型社会を構築するため、**ごみの減量化、再資源化**を推進します。
- **生物多様性に配慮**した自然と共生したまちづくりを目指します。



進修館と四季の丘

■ 都市環境の基本方針図



## V 安心・安全の基本方針

### 1 災害に備えたまちづくり

- 既存建築物の耐震化や不燃化の促進、緊急車両の円滑な通行に資する狭あい道路の改善、危険性の高いブロック塀への対応など、**地震・火災に備えたまちづくり**を促進します。
- 大雨などによる浸水・冠水や河川の氾濫などによる水害被害の防止・抑制に向けて、**水害に備えたまちづくり**に取り組みます。
- 災害時における円滑な避難や復旧活動に向けて、「宮代町地域防災計画」に基づいた防災施設の適正配置や防災体制の強化など、**防災施設の整備**に取り組みます。
- 自然災害などに備えた事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する「宮代町国土強靱化地域計画」に**基づく総合的な取組**を推進します。
- 将来的な発生が予想される大規模災害に備え、各種計画を踏まえながら、被災時に都市計画として求められる事項について事前に準備する**復興事前準備**を検討します。

### 2 協働に基づく地域防災力の向上

- 災害時においては、「**自助(自分の身は自分で守る)**」「**共助(共に助け合う)**」「**公助(行政が支援する)**」の考え方を基本として、それぞれの立場に応じた主体的な取組を実践できるように、各主体の日頃からの防災意識の醸成に取り組みます。
- 防災・減災を進めるため、地震や洪水など、本町で想定される自然災害のリスクに関わる情報を整理し、**ハザードマップを活用**しながら、多様な手段で住民や事業者、来訪者などへの周知の徹底を図ります。
- 災害時における電気・ガス・上下水道・通信などの**ライフラインの確保**に向けて、事業者などとの連携・協働を図りながら、耐震性の強化や代替措置の確保に取り組みます。

### 3 安全な暮らしの確保

- 誰もが安心・安全に徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで暮らすことができるように、警察などの関係機関との連携を図りながら、歩道や防護柵などの交通安全施設の適正管理や設置、キッズゾーンの指定などを促進し、**交通安全対策の強化**に取り組みます。
- 街路灯や防犯カメラの設置、SNS などを活用した防犯情報の発信、地域コミュニティによる日常的な防犯パトロールや見守り活動の実施など、ハード・ソフト両面から、犯罪抑止力の高い**防犯まちづくり**を推進します。



狭あい道路改善イメージ

■ 安心・安全の基本方針図



### (1) これからのまちづくりの基本的な考え方

- これからのまちづくりは、都市計画だけではなく、産業、医療・福祉、教育、文化など、様々な分野が相互に連携を図り、多様な施策・事業を展開しながら進めていくこととなります。
- これからのまちづくりの目標となる将来都市像『首都圏でいちばん人が輝く町』の実現に向けて、本計画で掲げた各種施策や事業を具体的に進めていくために、都市計画として求められる 3 つの基本的な考え方にに基づき、まちづくりの実現を目指します。

#### 多様な主体との協働・連携によるまちづくり

社会経済情勢が大きく変化する中でも、本町が持続的に維持・成長していけるよう、これまで推進してきた「多様な主体との協働・連携によるまちづくり」の更なる充実に取り組みます。

#### 適切な都市計画の選択

各制度の役割や特性を踏まえた適切な都市計画を選択しながら、土地利用誘導や都市施設の整備など、本計画で掲げた各種方針・施策の実現や町が抱える課題の解消に取り組みます。

#### 計画のマネジメントによる実効性の確保

本計画で掲げた施策・事業が着実に実施できるよう、宮代町総合計画と連携して事業の進捗管理を行うとともに、計画全体の進捗を評価する指標を設定し、計画の適正な進行管理と質の向上に取り組みます。

### (2) 計画の進行管理

- 本町のまちづくりは、本計画で位置付けた各種方針に基づいて、様々な制度・事業などを活用しながら進めていくこととなります。
- 本計画では、計画の実行性を確保するため、上位計画である「宮代町総合計画」の中で、本計画の全体構想(分野別方針)で位置付けた方針に関連する事業について、「宮代町総合計画」において行う進行管理を活用し、本計画の進行管理を行います。

### (3) 評価指標の設定

- 評価指標は、本計画の将来都市像『首都圏でいちばん人が輝く町』の実現に向けて掲げた 4 つのまちづくりの目標ごとに関連する指標を設定し、まちづくりの進捗状況や効果を定量的・客観的に評価することとします。

#### 賑わいと活力のあるまちづくり

評価指標	基準値	目標値(2040年)
買い物の便利さの満足度	27.3% (2019年)	40.0%以上 ↑
商工業の振興の満足度	13.6% (2019年)	30.0%以上 ↑
観光客入込客数	約188万人 (2018年)	232万人以上 ↑
都市計画道路整備済み延長(暫定整備含む)	11km(2019年)	15km以上 ↑
流通団地の誘導	—	1地区 ↑

#### 誰もが安全・安心して住み続けられるまちづくり

評価指標	基準値	目標値(2040年)
宮代町への定住を希望する住民の割合	80.3% (2019年)	85.2%以上 ↑
医療・福祉施設の利用しやすさの満足度	17.7% (2019年)	30.0%以上 ↑
自然災害に対する防災対策の満足度	22.7% (2019年)	30.0%以上 ↑
生活道路の整備の満足度	21.1% (2019年)	30.0%以上 ↑
年少人口(0~14歳)の割合	11.1% (2019年)	12.7%以上 ↑

#### “農”と共生したまちづくり

評価指標	基準値	目標値(2040年)
自然環境の保全・管理の満足度	37.9% (2019年)	50.0%以上 ↑
新しい村観光事業利用者数	3,365人 (2019年)	4,000人以上 ↑
都市公園一人当たりの面積	5.11㎡/人 (2020年)	5.80㎡/人以上 ↑
農地の集積面積	106ha (2019年)	138ha以上 ↑
遊休農地面積	60ha (2015年)	60ha →

#### 多様な主体との協働で支えるまちづくり

評価指標	基準値	目標値(2040年)
地区、自治会活動や市民活動に対する支援の満足度	56.4% (2019年)	60.0%以上 ↑
市民の意見の反映や市民参加機会の確保の満足度	26.5% (2019年)	30.0%以上 ↑
地区コミュニティセンターの設置	—	3件以上 ↑
自主防災組織設置率	100% (2020年)	100% →



## 宮代町都市計画マスタープラン 《概要版》

---

発行：宮代町 まちづくり建設課

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1

TEL：0480-34-1111（代表）／FAX：0480-34-1093

URL：<http://www.town.miyashiro.lg.jp/>